

第4回リニア発生土置き場計画審議会 議事の振り返り

御嵩町 1/23 作成版

日 時：令和6年1月14日（日）13：30～17：30

会 場：御嵩町役場北庁舎3階大会議室

出 席：14名（欠席1名：佐賀委員）

○ 町からの説明、質疑応答について

○第3回審議会で確認を求められた事項について町から説明

- ・JR東海が要対策土の対策を検討する有識者委員会を今後設置する根拠
- ・可児市大森工区における六価クロムの検出原因
- ・近隣工区の工事ヤードにおける要対策土の一時保管設備の状況

○主な委員意見

- ・なし

○ JR東海からの説明、質疑応答について

○第3回審議会で確認を求められた事項についてJR東海から説明

- ・要対策土を持ち出す場合に必要となる仮置き場の規模

○主な委員意見

- ・「一時保管」と「仮置き」の言葉の定義はきっちりしておかないと齟齬が生じる。（額縁委員）

回答：本審議会においては、長期間行き先が無く置いておく場所を「仮置き場」、施工調整や持ち出し先へ一時的に保管する場所を「一時保管あるいはストックヤード」と言うことにする。（JR東海）

○ 町、JR東海からの説明、質疑応答について

○町から説明

- ・盛土崩落事例
- ・林地開発許可申請と高盛土委員会

○JR東海から説明

- ・公的専門研究機関等による盛土の安定解析結果の照査

○主な委員意見

- ・高盛土委員会の委員長は地盤工学が専門の岐阜大学特任教授である。防災に精通した経歴や、次月地区で過去発生した国道崩落の調査委員会委員長として現地にも精通されており、非常に信頼できる。高盛土委員会が出されたデータに否定や疑問を呈するには、専門家から示して出さない限り難しい。（杉本委員）

○ 盛土の安全性について

○主な委員意見

- ・過去、近隣の残土処分場で水質汚染されたものは、長年経っても下流からショックング

なデータが出ている。どんなに優良な適正な処分場でも、下流の水質、生態系は必ず悪化する。町内で稼働中の残土処分場の下流にあるため池2ヶ所を調査したが、非常に悪い状態になっていた。(籠橋委員)

- ・可児川上流に巨大な盛土造成地ができることが不安。花崗岩が風化した真砂土やコアストーンによる土砂崩れが起きる恐れがあり、また湿地は豪雨を吸収し可児川の氾濫を抑えてくれる。その機能が損なわれ土石流や地滑りが起きることが心配。下流域に甚大な土砂災害や水害をもたらすことになるため、埋立てに反対する。(能登委員)
- ・リスクゼロでなければ認められないとなれば、J R 東海の事業だけでなく、町内で行う公共事業や民間の土地改変事業はほぼできなくなる。リスクの拡散による風評被害につながる可能性があることを考えた方が良い。(杉本委員)
- ・基準が厳しいから基準の弱い海洋埋立てに持っていくという考えは否定されるべき。(杉本委員)
- ・違法な残土処分場と基準を守っている残土処分場とは全く違う。どうしても心配であれば、盛土の安全委員会と作ってJ R 東海と協定を締結し、立入調査や定期報告、何かあった際には町に報告させるなどした方がよほど安全になる。地元の人とこういったリスクコミュニケーションを図ったらどうか。(杉本委員)
- ・一人ひとりに向き合って、リスクがあることの許容を全ての方が納得するのであれば、受け入れて良いと思うが、まだ足りていないことが問題である。(富田委員)
- ・町には可児川沿いに暮らす町民の安全安心な暮らしを守り、重要湿地の保全を最優先に考えてほしい。周辺では土砂災害が起こっていて不安である。東南海地震や線状降水帯のような大雨が同時に重なって起こるリスクも考えておくべきでないか。(小栗委員)
- ・何でもリスクゼロというのはあり得ない。ハザードマップにあるエリアは全部危険な場所のため出てもらう必要がある、となってしまうのではないか。(田中委員)
- ・盛土の安全性が担保されていなければ、そもそも許可が出ないのではないか。高盛土委員会という機関で、きちんと基準を満たすことを確認したならば、信用するしか道はない。(田中委員)
- ・スレーキング性の岩ということで懸念していたが、スレーキングを考慮した上で対策や安定計算しているとの回答があったので、計画に異論はない。盛土自体の安定性については問題ないと考える。(吉田委員)
- ・健全土の確認のため、搬出時のチェックと搬入後のチェック体制を作ることが大事である。現在の科学的な技術基準の計算に基づき、基準を満たしていることを細かく確認している訳で、異論を言う余地はあまりない。いろんな協定の中で安心感を増すというのは大事だと考える。(鈴木委員)
- ・ゴルフ場開発計画が頓挫した際、相当量の盛土が搬入されていたはず。当時の緩い規制基準で開発し放置された状態である。今のままの状態が全く安全な場所と言えるのか。いずれどこかの段階で、何らかの対策を打たなくてはならない場所だと見るべきでないか。(武田委員)
- ・ゴルフ場開発計画跡地の既設盛土を試算したところ大きな盛土量になる。ここに一体どんな土が入ったか分からない。指導して撤退工事をさせたのが実態である。(杉本委員)
- ・候補地Aの土石流の危険性に対する有識者の指摘など、町民に対し情報は全て出してい

ただきたい。(岡本委員)

- ・ハナノキを守れるところは守り、安全性がしっかりしていれば盛土してよいと思う。(梅内委員)

(その他)

- ・酸性雨の影響検討やサンプリング検査をしっかりと、健全土と要対策土をはっきり区別する必要がある。候補地Aに残土を置かないよう、町の予算で土地を買い上げてほしい。(小栗委員)
- ・候補地Bはなかなか利用もできない場所である。重要湿地のメイン場所の横であり、町有地一帯として湿地保全すべきではないか。(鈴木委員)
- ・重要湿地に開発制限があるわけではなく、自社用地であるため、候補地AはJR東海の計画を止めることはできないが、同社が自ら考え直すことの期待はある。(鈴木委員)
- ・候補地Aの土地改変が進んだ場所は重要湿地と言えるのか、疑問を持つ人が大半である。環境省関係者によると、美佐野ハナノキ湿地群の重要湿地たる場所や区域は一切決めてなく、開発を禁ずる法的規制もない。重要湿地だから開発はダメだと言うのは非常に難しいことを理解すべき。(杉本委員)
- ・開発された後の湿地というのはたくさんある。湧水があれば湿地はよみがえるため、現在湧水湿地といえる場所は重要湿地の中にも入っている。(籠橋委員)
- ・重要湿地の範囲というのは決まっていない。重要湿地であるかというのは本質的な議論ではなく、保全すべき動植物や生態系が今回の計画でどのような変化を受けて、許容できる範囲かどうか見ていくことが大事だと思う。(富田委員)

○ 盛土の安全性に係る答申の方向性について

○方向性

- ・JR東海の盛土計画は高盛土の計画等が科学的に証明されており、一定程度の安全性を持っていると判断する。
- ・安全性に不安を感じる町民もおり、分かりやすい説明をして理解を得ることが大事である。また、適切な施工管理や排水管理について、町がチェックに関わることができる体制の構築をJR東海に要望することを付記する。(全委員異論なし)

○ 次回審議会のテーマについて

○決定事項

- ・重要湿地と希少生物の保全について

○ 回りの確認事項について

○決定事項

- ・筑波大学 佐伯准教授宛てに、ハナノキの専門家として見解を聞きたい事項を論点絞って質問する。お越しいただくか書面回答いただくかは提出された質問を整理して、会長と

事務局で決定する。

○主な委員意見

- ・佐伯准教授の同席と意見陳述については、複数委員から賛否両論あり。